

建設工事等指名競争入札参加者の指名基準の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

高知市長 桑名龍吾

建設工事等指名競争入札参加者の指名基準の一部を改正する基準

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準を適用する範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 予定価格が <u>130万円</u> を超える建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）であって、指名競争入札を行うもの。</p> <p>(2) 予定価格が <u>50万円</u> を超える建設工事に係る測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事に係る委託業務」という。）であって、指名競争入札を行うもの。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この基準を適用する範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 予定価格が <u>200万円</u> を超える建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）であって、指名競争入札を行うもの。</p> <p>(2) 予定価格が <u>100万円</u> を超える建設工事に係る測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事に係る委託業務」という。）であって、指名競争入札を行うもの。</p>

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。